

# 企画競争説明書

業務名称 : ラオス国橋梁維持管理能力強化プロジェクト

調達管理番号 : 20a00238

## 【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法は、「電子データ (PDF)」とします。  
詳細については「第1 企画競争の手続き 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2020年7月15日  
独立行政法人国際協力機構  
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2020年7月15日

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

(1) 業務名称：ラオス国橋梁維持管理能力強化プロジェクト

(2) 業務内容：「第3 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款雛型：

~~( ) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。~~

(○) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書において、消費税は加算せずに積算してください。

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結することとし、当該契約については消費税課税取引と整理します。このため、本邦研修（または本邦招へい）にかかる報酬及び直接経費については、消費税を加算して積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2020年10月 ～ 2023年11月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合
---

も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

#### (5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認します。

- 1) 第1回(契約締結後): 契約金額の10%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後11ヶ月目以降): 契約金額の10%を限度とする。
- 3) 第3回(契約締結後20ヶ月目以降): 契約金額の10%を限度とする。
- 4) 第4回(契約締結後30ヶ月目以降): 契約金額の10%を限度とする。

## 4 窓口

### 【選定手続窓口】

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

契約第一課 西馬 [Nishiuma.Tomoko@jica.go.jp](mailto:Nishiuma.Tomoko@jica.go.jp)

注) 持参及び郵送による、同ビル1階 調達・派遣業務部受付窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】 社会基盤部 運輸交通グループ 第一チーム

## 5 競争参加資格

### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人(業務従事者を提供することを含む。以下同じ。)となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者  
具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。
- 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者  
具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。
- 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者  
具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference)を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

**・「ラオス国橋梁維持管理能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」  
（調達管理番号：19a01013）の受注者（アイ・シー・ネット株式会社）及び  
同案件の業務従事者**

(4) 共同企業体の結成の可否

**共同企業体の結成を認めます。**ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としてします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届における、構成員各社の代表者印又は社印は省略可とします。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限：**2020年7月27日（月）12時**

- (2) 提出先：上記「4. 窓口 【選定手続窓口】」  
注1) 原則、電子メールによる送付としてください。  
注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。
- (3) 回答方法：**2020年7月31日(金)まで**に当機構ウェブサイト「調達情報」に回答を掲載します。  
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 7 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：**2020年8月14日(金) 12時**
- (2) 提出書類：プロポーザル 及び 見積書
- (3) 提出先： 当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL
- (4) 提出方法：  
プロポーザル・見積書とも、電子データ (PDF) のみでの提出とします。  
紙媒体での提出は不要です。  
上記(1)の提出期限の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付願います。  
(メール件名：「提出用フォルダ作成依頼\_ (調達管理番号) \_ (法人名)」)  
なお、具体的な提出方法につきましては、以下のウェブサイトを参照願います。  
「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法  
及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書の電子提出方法」  
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/information.pdf>)
- (5) プロポーザルの無効  
次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。  
1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき  
2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき  
~~3) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき~~  
4) 虚偽の内容が記載されているとき  
5) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき
- (6) 見積書  
本件業務を実施するのに必要な経費の見積書(内訳書を含む。)の作成に当たっては、新たに公開された「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(2020年4月)を参照してください。  
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)  
1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積書を作成して下さい。  
2) 以下の費目については、別見積としてください。  
a) 旅費(航空賃)  
~~b) 旅費(その他：戦争特約保険料)~~  
c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの  
d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

e) その他（以下に記載の経費）

- ①（双眼鏡、ポールカメラ、シュミットハンマー以外の）資機材の購入をプロポーザルにて提案する場合のみ、同資機材の購入経費（輸送費等含む）。  
また、本業務実施契約の業務従事者の旅費・報酬は除く。  
「第3 特記仕様書案 5. 実施方針及び留意事項  
(5) 資機材の調達 ①受注者が調達する橋梁維持管理資機材」参照。）  
〔見積書上の費目：機材費-機材購入費 および 機材送料〕
- ② ウィズ・コロナ／ポスト・コロナ時代におけるイノベティブな提案に係る経費  
（ただし、本業務実施契約の業務従事者の旅費・報酬は除く。  
「第3 特記仕様書案 5. 実施方針及び留意事項  
(7) 新型コロナウイルス感染症流行の影響」参照。）  
〔見積書上の費目：  
一般業務費、機材費、再委託費での該当費目〕
- ③ 本邦研修の「実施業務」にかかる経費  
（ただし、本業務実施契約の業務従事者の旅費・報酬は除く。  
「第3 特記仕様書案 6. 業務の内容  
(7) 研修の実施 ①本邦研修の実施」参照。）  
〔見積書上の費目：国内業務費-技術研修費〕
- ④ 第三国研修にかかる経費  
（ただし、本業務実施契約の業務従事者の旅費・報酬は除く。  
「第3 特記仕様書案 6. 業務の内容  
(7) 研修の実施 ②第三国研修の実施」参照。）  
〔見積書上の費目：一般業務費-セミナー等実施関連費〕

3) 以下の費目については、以下に示す定額を計上してください。

- ① パイロット事業のうち、橋梁補修に係る再委託経費：70,000 千円  
（以下を参照：
  - ・ 第3 特記仕様書案
    - 5. 実施方針及び留意事項 (6) パイロット事業
    - 6. 業務の内容 (8) 橋梁補修の実施
  - ・ 第4 業務実施上の条件 5. 現地再委託等)〕  
〔見積書上の費目：再委託費-現地再委託費〕

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) LAK1=0.01212 円
- b) USD1=107.407 円
- c) EUR1=120.814 円

5) その他留意事項 <特記事項なし>

## 8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

### (1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

#### 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

a) 業務主任者／橋梁アセットマネジメント

b) 橋梁維持管理・補修（コンクリート橋）

#### 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 37.5M/M

### (2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

#### 1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

#### 2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

(当該者の見積価格－最低見積価格) / 最低見積価格 × 100 (%)

#### 最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点

15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

### (3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

## 9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2020年9月7日（月）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトにて公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点\*
- ⑤ 価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果通知のメール送信日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部契約第一課（[e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申込受付後にあらためてご連絡します。

## 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳

細はウェブサイト「公共調達に適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

## （2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 1 2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

~~（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。~~

~~1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。~~

~~— 本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式 5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。~~

~~2. 本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。~~

~~（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除され~~

~~ます。~~

- ~~( ) 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。~~

### 1.3 その他留意事項

#### (1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

#### (2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### (3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

#### (4) 不採用となったプロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### (5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### (6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

##### 1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

##### 2) 業務実施契約に係る様式：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：**橋梁維持管理に関する各種業務**

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

① 「第3 特記仕様書案 5. 実施方針及び留意事項 (7) 新型コロナウイルス感染症流行の影響」に記載のとおり、2020年10月以降に現地渡航等の制限が緩和される想定で、プロポーザル・見積書を作成してください。

② ただし、契約開始想定時期(2020年10月)以降もしばらく、現地への渡航ができない可能性も想定し、現地業務開始前に実施可能な国内業務について提案があれば、プロポーザルに記載願います。

なお、同提案につきましては、下記のページ数制限の対象外とします。また同提案の実施において、上記①の見積額とは金額が変わる場合は、上記①の見積書(本見積・別見積)とは別に、見積書の別紙として、上記②の提案実施に必要な金額の内訳をご提示ください。

③ また、本企画競争説明書「第3 特記仕様書案 5. 実施方針及び留意事項 (7) 新型コロナウイルス感染症流行の影響」にある「ウィズ・コロナ/ポスト・コロナ時代におけるイノベティブな提案」につきましても、下記のページ数制限の対象外とします。

同提案にかかる経費については、別見積としてください。

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、**20ページ以下**としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制(無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ)

##### 8) その他

### (3) 業務従事予定者の経験、能力

#### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

#### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

▶ 業務主任者／橋梁アセットマネジメント（2号）

▶ 橋梁維持管理・補修（コンクリート橋）（3号）

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

#### 【業務主任者（業務主任者／道路アセットマネジメント）】

a) 類似業務経験の分野：橋梁維持管理に関する調査・監理実務

b) 対象国又は同類似地域：ラオス 及び 全途上国

c) 語学能力：英語

d) 業務主任者等としての経験

#### 【業務従事者：橋梁維持管理・補修（コンクリート橋）】

a) 類似業務経験の分野：

橋梁補修（コンクリート橋）に関する調査・監理業務

b) 対象国又は同類似地域：ラオス 及び 全世界

c) 語学能力：なし

## 2 プロポーザル作成上の条件

### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事

者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）の押印は省略可能です。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

## (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

## 3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等について**プレゼンテーションを求めます。**

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等によるプレゼンテーションとする可能性があります。詳細については、あらためてご連絡します。

別紙：プロポーザル評価配点表

別添：プレゼンテーション実施要領

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(40)</b>	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(50)</b>	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	<b>(34)</b>	
	<b>業務主任者のみ</b>	<b>業務管理グループ</b>
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／橋梁アセットマネジメント</u>	<b>(27)</b>	<b>(11)</b>
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇〇〇</u>	(—)	(11)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	<b>(7)</b>	<b>(12)</b>
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	7	7
イ) 業務管理体制	—	5
<b>(2) 業務従事者の経験・能力： <u>橋梁維持管理・補修（コンクリート橋）</u></b>	<b>(16)</b>	
ア) 類似業務の経験	11	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	0	
エ) その他学位、資格等	3	

## プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者が（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者が、もしくは両者が共同で）行ってください。

なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。

1. 実施日時： 2020年8月20日（木） 14:00～16:00  
（各社の時間は、プロポーザル受領後、別途指示します。）

2. 実施場所：当機構本部（麹町）208会議室

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話またはSkype等による実施とする可能性があります。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡します。

3. 実施方法：

- (1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- (2) プロジェクター等機材を使用する場合は、競争参加者が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達・派遣業務部契約第一課まで報告するものとし、機材の設置にかかる時間は、上記(1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
- (3) 海外在住・出張等で当日当機構へ来訪できない場合、下記のいずれかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。

その際、原則として、下記「a) 電話会議」による実施を優先としますが、当機構からの指示により「b) Skype等のインターネット環境を使用する会議」とする場合があります。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

b) Skype等のインターネット環境を使用する会議

<注：以下の記載事項は、当機構からの指示ではなく、競争参加者の希望により「Skype等のインターネット環境を使用する会議」を用いる場合に適用します。>

競争参加者が、当日プレゼンテーション実施場所に自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのプレゼンテーションです。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

注）当機構在外事務所及び国内機関のJICA-Netの使用は認めません。

以上

## 第3 特記仕様書案

### 1. プロジェクトの背景

ラオスの実質 GDP 成長率は、2001 年以降、7~8%であり、ASEAN 諸国と比しても高い成長率で推移している。経済発展の影響を受け、主たる交通手段である陸上交通は増加しており、これに伴い道路延長も年々伸長している（2018 年時点での総延長は約 6 万 km）。今後も、鉱業や水力発電といった主力産業に牽引される形で経済成長が続くとみられ、交通需要のさらなる増加が見込まれる。また、ラオスは国土の約 8 割が山岳地帯、かつ 5 か国と国境を接する内陸国であり、地政学的に陸上交通に依存せざるを得ない状況である。そのため、物理的連結性強化は周辺国以上に重要であり、同時に周辺国への裨益効果も望めることから、ASEAN の連結性強化も念頭に置いた陸上交通網の整備・改善が期待されている。

しかしながら、世界銀行 (World Bank:WB) の物流パフォーマンス指数において、ラオスの物流インフラの質は、167 か国中 91 位（2018 年）と評価されており、東南アジア諸国の中でもミャンマー、カンボジアに次いで低い位置にある。また、世界経済フォーラムが発表している Global Competitiveness Report においても、道路延長と道路状況にかかるランキングは東南アジア諸国の中でカンボジア、ベトナムに次いで低い（141 位中 93 位、2019 年）。特に道路・橋梁セクターにおいては、道路維持管理計画能力、維持管理の現場における技術力、予算、人材の不足により、維持管理が適切に実施されておらず、円滑かつ安全な交通の妨げとなっていた。

かかる状況を踏まえ、JICA は道路維持管理能力向上を目的として「道路維持管理能力強化プロジェクト」（2011~2018 年。以下、「先行技プロ」という。）を実施し、主に舗装維持管理を主眼として、道路維持管理システム（Road Management System: RMS）に基づいた道路維持管理の計画立案、維持管理に係る技術マニュアル整備、及びマニュアル活用に関する現地トレーニングを行った。当該プロジェクトの実施により、公共事業・運輸省（Ministry of Public Works and Transport: MPWT）職員の道路維持管理計画立案能力や道路維持管理に係るスキル、知識の向上が図られた。一方、道路の安全かつ円滑な交通を確保するためには、舗装のみならず、橋梁の適切な維持管理が必要である。特に、2017 年時点で全国に存在している国道上の 1,400 橋を含む約 3,000 橋のうち 35%は定期的補修、17%は緊急補修が必要である。また、約 3,000 橋のうち、約 40%が木橋やベイリー橋等の本来恒久利用が想定されていない仮橋であるため耐久性に欠け、老朽化している他、維持管理不足、過積載車両の通過により橋梁が損傷し、落橋事例も複数報告されている。先行技プロで整備された橋梁諸元データや道路・橋梁維持管理マニュアルを活用し、点検結果の蓄積・活用や構造物としての橋梁に特化した維持管理マニュアルの整備等、持続的な橋梁維持管理サイクルを構築するため、MPWT のさらなる強化が望まれる。

こうした状況に鑑み、橋梁維持管理サイクルの確立、及び橋梁維持管理に係る技術者の能力向上を目的として、本事業の実施が我が国へ要請された。

### 2. プロジェクトの概要

#### (1) プロジェクト名

## 橋梁維持管理能力強化プロジェクト

### (2) 対象地域

ラオス国 ビエンチャン県、サバナケット県、チャンパサック県  
(以下、これら三県を「パイロット県」という。)

### (3) 関係官庁・機関

実施機関：

MPWTにおける以下の機関・部署

- 道路局

(Department of Roads: DOR)

- 公共事業運輸研修所

(Public Works and Transport Training Institution: PTTI)

- パイロット県の公共事業運輸局

(Department of Public Works and Transport: DPWT)

### (4) 上位目標 (Overall Goal)

パイロット県の橋梁が適切に維持管理される。

### (5) プロジェクト目標 (Project Purpose)

DOR 及びパイロット県の DPWT の橋梁維持管理能力が向上する。

### (6) 期待される成果 (Outputs) 及び活動 (Activities) の概要

#### 成果 1：

DOR 及びパイロット県 DPWT の橋梁点検・診断に係る能力が向上する。

活動 1-1：橋梁点検・診断に係る現状把握・課題抽出

活動 1-2：橋梁点検・診断マニュアル案の作成（大規模橋梁マニュアルを含む）

活動 1-3：マニュアル案に基づくパイロット橋梁の点検・診断の実施

活動 1-4：マニュアル案の見直しと MPWT の承認による最終化

活動 1-5：橋梁点検・診断マニュアル活用に関する技術研修の実施

#### 成果 2：

DOR 及びパイロット県 DPWT の橋梁補修・維持管理に係る能力が向上する。

活動 2-1：橋梁補修・維持管理に係る現状把握・課題抽出

活動 2-2：橋梁補修・維持管理マニュアル案の作成（大規模橋梁マニュアルを含む）

活動 2-3：マニュアル案に基づくパイロット橋梁の橋梁補修・維持管理の実施

活動 2-4：マニュアル案の見直しと MPWT の承認による最終化

活動 2-5：橋梁補修マニュアル活用に関する技術研修の実施

#### 成果 3：

DOR 及びパイロット県 DPWT の橋梁維持管理システム (Bridge

### Management System: BMS) の運用管理能力が向上する。

- 活動 3-1 : 橋梁インベントリー管理に係る現状把握・課題抽出
- 活動 3-2 : BMS ドラフトの作成
- 活動 3-3 : BMS ドラフトへのデータ入力・BMS ドラフトによるデータ解析
- 活動 3-4 : BMS のカスタマイズ
- 活動 3-5 : BMS 運用に関する技術研修の実施

### 成果 4 :

#### DOR 及びパイロット県 DPWT の橋梁維持管理計画の策定能力が向上する。

- 活動 4-1 : BMS の分析に基づく橋梁維持管理計画に係る現状把握・課題抽出
- 活動 4-2 : 橋梁補修の優先事業の特定と橋梁維持管理計画の見直し
- 活動 4-3 : 橋梁維持管理計画の最終化・予算申請
- 活動 4-4 : 橋梁維持管理計画に沿った、活動 1-3 のパイロット橋梁の点検・診断、活動 2-3 の橋梁の補修・維持管理の計画・モニタリング・評価の実施
- 活動 4-5 : BMS を活用した橋梁維持管理計画策定に関する技術研修の実施

### (7) プロジェクト実施期間 (予定)

2020 年 11 月から 2023 年 10 月 (36 ヶ月)

## 3. 業務の目的

ラオス国「橋梁維持管理能力強化プロジェクト」において、JICA がラオス側と署名した当該プロジェクトに係る討議議事録 (Record of Discussions: R/D) に基づく業務 (活動) を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

## 4. 業務の範囲

本業務は、当該プロジェクトに係る R/D に基づいて実施される技術協力プロジェクトの枠内で、「3. 業務の目的」を達成するために、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行うものである。

## 5. 実施方針及び留意事項

### (1) プロジェクトの基本方針

詳細計画策定調査の結果、ラオス側実施機関の現状の橋梁維持管理能力は、一般橋梁については危険橋梁に対する事後保全、緊急措置が可能な能力を備え

ていると評価された一方、大規模橋梁に関しては現状、定期点検・診断・補修の知見・経験がないことから、事後保全あるいはそれ以下の能力しか備えていないと評価された（詳細は詳細計画策定調査報告書参照）。

本プロジェクトにおいては、一般橋梁については、優先度の高い橋梁への早期措置あるいは予防保全が可能な能力、大規模橋梁に関しては、重大な損傷が発生した際の負の経済的・社会的影響が甚大になるところ、早期措置が可能な能力への底上げを目標とする。

## （２）プロジェクトの実施体制

本プロジェクトにおいては、プロジェクト・ディレクターに DOR 局長、プロジェクト・マネージャーに DOR 道路管理課（Road Administration Division: RAD）課長が配置される。

日常の活動の主体として、テクニカルワーキンググループ（Technical Working Group: TWG）を設置し、日本側から本業務実施契約の業務従事者及び発注者が別途派遣する長期専門家（産学官連携／業務調整）、ラオス側からカウンターパート（Counterpart: C/P）として DOR、PTTI 及びパイロット県 DPWT の職員が配置される。

またプロジェクト全体の監理を行うため、合同調整委員会（Joint Coordinating Committee: JCC）を設置する。DOR 局長が座長を務め、TWG メンバーに加え、MPWT の関係部署が参画する。加えてオブザーバーとして日本大使館、ラオス国立大学（National University of Laos: NUOL）工学部が参画する想定である。

この他、長期専門家が中心となり、日本及びラオスの学術機関、民間企業等との産学官連携を図る。現時点で TWG、JCC への参加が決定していない機関、部署等についても、必要性が認められる場合は、プロジェクト実施中にプロジェクトへの参加について関係者で協議を行い、JCC で承認を行う。

JCC、TWG の構成メンバーは別紙「実施体制図」のとおり。

## （３）産学官連携

本プロジェクトでは、2017 年に設立された JICA 道路アセットマネジメントプラットフォームの活動の一環として、下記のとおり産学官連携を推進する。

産学官連携推進に係る業務は、長期専門家（本業務実施契約の業務従事者と同時期に現地業務を開始できるよう調整中だが、新型コロナウイルス感染拡大等の影響により、現地業務開始時期が遅れる可能性あり）が主となって実施する。

長期専門家と本業務実施契約の業務従事者との役割分担は、「表 1 日本側関係者の役割分担」のとおりとなるが、本業務実施契約の業務従事者は、長期専門家と協力のうえ、これら業務を実施すること。

ただし、本業務実施契約の業務従事者は、長期専門家の指示命令系統には入らず、本業務の業務主任者への指示は、監督職員が行うものとする。

### ① 国内の大学・企業との連携

本プロジェクトでは、JICA と土木学会との道路アセットマネジメントに関する協力覚書（配布資料参照）に基づき、現地での研究成果の適用性検証や

人材育成に係る国内の大学との連携を実施する。具体的には、土木学会のインフラマネジメント技術国際展開研究助成制度 ([http://committees.jsce.or.jp/opcet\\_sip/node/16](http://committees.jsce.or.jp/opcet_sip/node/16)) で採択された「恒久供用されるベイリー橋の耐荷特性の把握と点検手法の検討、および社会インフラ画像診断技術の適用性の検証」(長崎大学)におけるベイリー橋維持管理手法、コンクリート画像診断技術に係る研究成果の本プロジェクトへの活用を検討する。加えて長崎大学が長崎県と運営する道路維持管理人材育成制度のラオスへの適用可能性についても確認を行う。

また同覚書に基づき、橋梁点検・診断技術に係る本邦技術を導入することで、現地の橋梁維持管理技術の不足を補い、効率的・効果的なインフラ維持管理・長寿命化への協力を図る。さらに本邦企業が開発中の技術の実装、本邦技術者の技術研鑽の機会を本プロジェクトにおいて提供する。現時点では長期専門家の担当業務として本邦企業による現地への技術紹介セミナーの開催、技術導入可能性確認のための現地調査実施を想定している。本業務実施契約の業務従事者は、表1のとおり長期専門家の担当業務に協力する。ただし長期専門家の担当業務に関してはプロポーザルにおける提案及び見積りは不要である。なお本邦製品の導入については下記「(5) 機材供与 ③本邦技術の活用」を参照のこと。

## ② 現地の大学・企業との連携

本プロジェクトでは、本邦の大学・企業に加え、現地の大学・企業との連携も図る。本プロジェクトで導入する本邦技術を含めた、移転技術の現地定着、持続的な更新のためには現地の大学、企業との連携が重要である。本プロジェクトでは、前項記載の研究を長崎大学と共同実施するラオス国立大学 (NUOL) と連携し、当該研究の成果活用のほか、橋梁維持管理実施、人材育成において協力する。また NUOL のほか、チャンパサック県のチャンパサック大学を含めた、他の大学についてもプロジェクトへの関与、JCC メンバーとしての参画をプロジェクト開始後に検討する。さらに現地の企業についても、パイロット工の再委託、研修実施により技術移転を図るほか、有用な技術や知見を有する施工業者やサプライヤーについて情報収集を行う。

## ③ 道路アセットマネジメントプラットフォーム活動支援

上記①②に加え、道路アセットマネジメントプラットフォームの枠組みの下で実施している活動との連携を図る。

具体的には、道路アセットマネジメント達成度評価の実施及び支援、長期研修員・課題別研修との連携、プロジェクト成果の発信を想定している。

なお達成度評価については下記「6. (5) 道路アセットマネジメント達成度評価」を参照のこと。

表1 日本側関係者の役割分担

◎：主導的役割、○：補助的役割

本プロジェクトの活動	長期専門家	短期専門家 (本業務実施契約の 業務従事者)	備考

<b>成果 1～4に係る活動</b>			
活動実施	○	◎	
モニタリング、研修	○	◎	
他案件、他スキーム間連携	◎	○	
<b>本邦の大学・企業との連携</b>			
学術研究、人材育成制度との連携	◎	◎	
本邦技術の導入	◎	◎	
民間技術者の技術研鑽、開発中技術の実装の機会提供	◎	○	
本邦企業による現地調査／技術紹介	◎	○	
<b>ラオスの大学・企業との連携</b>			
ラオス国立大学-C/P の連携強化	◎	○	
ラオスの大学、企業の情報収集、協力体制検討	◎	○	
現地施工業者等への技術移転	○	◎	
<b>道路アセットマネジメントプラットフォーム活動支援</b>			
道路アセットマネジメント技術定着に向けた達成度評価実施支援、支援計画検討 (プロジェクト開始時)	◎	○	プラットフォームが実施主体
道路アセットマネジメント技術定着に向けた達成度評価、支援計画検討 (プロジェクト終了時)	○	◎	
長期研修員、課題別研修事業との連携	◎	○	
<b>広報</b>			
成果の発信	◎	◎	
他国、周辺地域への知見活用	◎	○	

#### (4) 過去の技術協力案件における知見の活用

道路アセットマネジメントプラットフォームにおいて、過去の技術協力案件で作成した技術基準類等を取り纏めているところ（配布資料参照）、同技術基準類を可能な限り活用し、効率的かつ効果的な技術移転を図ること。

また、他国のマニュアル等をラオスの課題に対応したマニュアルや維持管理

計画になるようカスタマイズし、技術移転に活用すること。

また本プロジェクトでは、先行技プロにおいて得られた以下の知見、教訓の活用を行う。

① 交通セクター能力強化のための民間セクターの関与

先行技プロでは、土木工事施工能力強化のため、ローカルコントラクターを集中研修及びセミナーに招聘し、パイロットプロジェクトによって改修された幹線沿いの質の高い道路補修工事を実現させた。

本プロジェクトでもローカルコントラクターを研修やセミナーに招聘し、橋梁補修工事の施工能力強化を目指す。

② ラオス側の強いオーナーシップの下でのパイロットプロジェクトの実施

先行技プロにおいて、ラオス側は、合計で 76.5 百万 US\$ の経費を負担している。ラオス側のこのような強いオーナーシップは、質の高い道路補修工事を実現させ、パイロットプロジェクトの成功という結果に繋がった。

本プロジェクトのパイロット事業実施にあたっては、ラオスのオーナーシップ醸成のため、プロジェクト開始から 2 年次以降のパイロットプロジェクト予算について R/D に記載のとおりラオス政府の負担分を設ける。また橋梁維持管理の主流化に向け、ラオスの道路維持管理財源である道路基金と連携し、予算計画策定に係る協力を行う。

③ 他ドナーとの連携を通じた持続性の確保

先行技プロでは、WB、アジア開発銀行（Asian Development Bank: ADB）等、他の開発パートナーとの緊密な連携が、プロジェクトの持続性拡大及び他県への具体的なインパクトの担保に繋がった。

協力の持続性拡大や相乗効果を実現するため、本プロジェクトでも引き続き他ドナーと十分な連携を図る。

④ 外部人材の活用

先行技プロにおいては、道路・橋梁維持管理のスキル及び知識の更新のため、大学や民間企業等からの外部専門家を招聘した。

本プロジェクトにおいても効率的・効果的な橋梁維持管理の実現に向けて、橋梁点検・診断に係る先端技術開発を実施している学識有識者や開発技術者、本邦民間企業等との産学官連携を図る。

## （5）機材供与

① 受注者が調達する橋梁維持管理資機材

現段階で受注者による調達を想定している橋梁維持管理資機材は下表のとおり。（下表の機材の調達・輸送に必要な経費は、見積書（本見積）にて計上すること。）

受注者は、発注者が別途定める「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン（2017年6月）」に沿って、これらの機材の仕様を定め、調達・輸送すること。

機材名	数量	納入場所
双眼鏡	13	DOR/DPWT
ポールカメラ	3	DOR/DPWT
シュミットハンマー	3	DOR/DPWT

その他、受注者が技術移転を行う際に必要となる資機材については、プロポーザルにて提案し、必要経費は別見積にて計上すること。なお少額の資機材については消耗品（消耗品の定義は、発注者が別途定める「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照）として調達することを可とする。なお、機材調達は現地調達を原則とするが、本邦技術等、現地調達が困難な場合、本邦調達を検討する。

機材の本邦からの輸出に際しては、輸出貿易管理令等の遵守を要するため、事前に管理責任者、機材の管理・使用体制、設置場所の適切性（セキュリティ等）等を確認すること。

プロジェクト実施過程において、ラオス側関係者や長期専門家との協議の上、追加の資機材調達が必要と判断した場合は、発注者に提案すること。発注者にて提案内容・調達要否を検討し、受注者による調達とする場合は、契約変更を行う。

#### ② 発注者が調達する橋梁維持管理資機材

発注者の現地調達による機材供与は想定していない。

#### ③ 本邦技術の活用

詳細計画策定調査で導入可能性を調査した本邦技術や、日本の内閣府による戦略的イノベーション創造プログラム（Cross-ministerial Strategic Innovation Promotion Program: SIP）等で研究開発が進められてきた本邦技術をパイロットベースで活用する事を奨励する。

実際にプロジェクトで本邦技術の活用を行う場合、対象機材、導入計画、調達手続等の具体的内容については、ラオス側 C/P 及び発注者と協議の上決定するが、活用可能な技術等についてはプロポーザルにて提案すること。なお、ラオスにおける橋梁維持管理の効率化、コストの最適化に資する技術であることを前提とする。

ただし、現時点で具体的な技術、仕様等の内容が確定していない場合、プロジェクト開始後にその内容をラオス側関係者、長期専門家、道路アセットマネジメントプラットフォームと協議し、内容・整備方法・費用を提案すること。発注者にて調達の要否、内容、方法を検討、決定する。

#### ④ 供与機材の維持管理費用

上記①、③の機材の運営維持管理に係る費用（燃料費、材料費含む）については、R/Dに記載のとおり、ラオス側にて負担する予定である。

### (6) パイロット事業

本プロジェクトでは、作成する技術マニュアルの普及、技術指導及び先方の

調達能力向上のため、パイロット事業として、橋梁の点検・診断、補修を実施する。

このうち、点検・診断はラオス側関係機関が直営で実施するが、補修は、当該業務について経験・知見を十分に有する現地または国外の施工業者への委託を行う。（経費負担については下記参照。）

補修の実施に必要な費用については、R/D に記載のとおり、原則として（技術協力プロジェクトの）1 年次については費用を日本側が負担、2 年次以降をラオス側が負担する方針である。

#### **（7）新型コロナウイルス感染症流行の影響**

2020 年初頭からの新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延に伴い、日ラオス政府による出入国の制限や航空便の減少といった影響が出ており、本業務の実施にあたっては相当の柔軟性をもって対応することが必須となる。

特に業務開始当初においては、現地渡航の制限が緩和されていない可能性もあるため、オンラインでの協議体制を構築して対応するなど、日本国内からの遠隔業務実施を想定する必要がある。現時点での前提条件としては、2020 年 10 月以降に現地渡航等の制限が緩和される想定で、プロポーザル・見積書を作成すること。

またラオスにおけるウィズ・コロナ／ポスト・コロナの社会・生活様式の変容を踏まえて本業務を実施していく必要がある。ウィズ・コロナ／ポスト・コロナ時代におけるイノベティブな提案があれば、プロポーザルに記載すること。なお、本提案に係る経費は別見積とする。

#### **（8）ラオス側のオーナーシップ確保**

本プロジェクトは、点検・診断、補修マニュアルの策定、パイロット事業の実施を通して、C/P の能力をいかに向上させるかが重要な点である。

受注者は、ラオス側 C/P 等の主体性を尊重し、そのオーナーシップを引き出しながら、共同作業を通じて彼らが必要な能力を向上させ、自らそれらを活用していくことができるようにしていくプロセスについて十分意識・工夫するものとする。

特に橋梁維持管理計画やワーク・プランの策定にあたっては、ラオス側が内容を主体的に検討し、将来的には自ら改訂を検討できるような環境作りに努めること。

また、プロジェクト成果の発現・定着のためには、作成したマニュアル類について MPWT からの承認を得るだけでなく、ラオス側関係機関の予算確保に向けた啓発活動や、人材育成・技術定着に向けた体制強化も必要になる。

これらの活動について、受注者は長期専門家と協力のうえ、JCC 等を活用し、ラオス側関係者への働きかけを行うこと。

#### **（9）プロジェクトの柔軟性の確保**

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/P のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性につい

て、発注者に提言を行うことが求められる。発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な処置（R/D の変更に関するラオス側 C/P との協議・確認、本業務実施契約の契約変更等）を取ることにする。

なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が発注者に事前に相談し、合意を得たうえで、ラオス側 C/P との協議結果とともに、R/D 変更のためのミニッツ（案）及び添付の PDM、PO の変更（案）を作成し、発注者に提出する。

#### **（10）環境社会配慮**

発注者が別途定める「環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月）において、本業務は環境や社会への望ましくない影響が最小限あるいはほとんどないと判断されたため、カテゴリ C に分類されている。

今後、実施途上においても環境や社会への負の影響が生じる事業が計画、実施される見込みはないと考えられるものの、同ガイドラインを参照のうえ、万が一カテゴリ B 以上に分類されるような状況に至る可能性があれば、速やかに発注者に報告し、C/P との協議を行うこととする。

この場合、適宜カテゴリ分類を見直し、業務内容の変更を行うと共に、ラオス国環境関連法規に基づき必要な措置を講じることとする。

## **6. 業務の内容**

### **成果 1～4 に共通する活動**

#### **（1）ワーク・プロセス案の作成**

要請書や関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて日本国内で入手可能な資料・情報を収集・整理し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を検討し、長期専門家とも適宜協議のうえ、ワーク・プロセス案を作成し、発注者と共有する。

#### **（2）ワーク・プロセスの確定**

現地業務開始後にワーク・プロセス案をラオス側 C/P 等に説明し、プロジェクトの全体像を共有した上でワーク・プロセス案についての協議を行う。また、必要に応じてワーク・プロセスを修正した上でラオス側と合意し、ワーク・プロセスを確定する。

その際、R/D に添付の PDM で未決定の成果指標のうち、設定が可能な項目についてはこの段階で設定する。設定できない項目については、ベースライン調査等の機会を利用し、目標値の設定時期についてラオス側と合意する。

#### **（3）C/P 職員及び TWG メンバーの選定**

プロジェクト・ディレクター、プロジェクト・マネージャー、C/P 職員の配置については、R/D にて合意しているが、本プロジェクト開始時まで選任されていない場合は、速やかに選任されるよう、受注者からラオス側に働きかけを行うこと。

#### (4) JCC 等の開催

以下の業務を行うべく、ラオス側 C/P 機関が主体となって、6ヶ月に1回の頻度を目安に JCC を開催する。

- ① PDM に基づき、ワーク・プロセスについて議論し、承認する。
- ② 全体の進捗をレビュー、モニタリングし、必要に応じて PO や活動計画を修正する。
- ③ プロジェクト実施にあたって、その他の重要な問題について議論する。

JCC の開催準備についても C/P が主体となることが望ましいが、本業務実施契約の業務従事者は、C/P や長期専門家と協力し、運営、会議資料、議事録の作成等を行うこと。またプロジェクトの重要事項の細部について、実務レベルの議論、検討、進捗管理等を行う TWG についても、長期専門家と協力して参加するとともに、C/P と運営を行うこと。

#### (5) 道路アセットマネジメント達成度評価

道路アセットマネジメントプラットフォームでは、各国における道路アセットマネジメントの達成度評価を実施している。ラオスにおいても本プロジェクト開始時及び終了時に評価を行い、事業成果について検証を行う。

プロジェクト開始時における達成度調査は道路アセットマネジメントプラットフォームが主体となって実施する。受注者は基礎資料として業務で作成した関係資料の整理、提供を行うとともに、現地調査において、実務的に可能な範囲で、必要な便宜を供与するものとする。

他方、プロジェクト終了時の達成度評価実施は受注者が主体となるものとする。達成度評価手法については、発注者が 2019 年に実施した「道路アセットマネジメント人材育成計画に関する基礎情報収集・確認調査」にて検討され、引き続き道路アセットマネジメントプラットフォームにおいて検討・改善が行われているので、評価時においては最新の評価手法を確認すること。この達成度評価を基に、プロジェクト終了後のラオスにおける道路アセットマネジメントの定着に向けて解決すべき課題を整理し、道路アセットマネジメント定着に向けた今後の支援計画案を取り纏めること。

なお達成度評価の結果は事業完了報告書に記載する。事業完了報告書案をドラフトした段階でラオス側に説明し、合意を得た上で、JICA ラオス事務所に提出すること。その後発注者からのコメントを踏まえて報告書案を修正し、JCC で合同レビューを実施し、同レビューの結果を踏まえて報告書を修正、確定する。

#### (6) モニタリングの実施

本プロジェクト実施にあたっては、定期的に報告・協議すべき共通のモニタリング項目を定めた Monitoring Sheet (JICA 指定様式有。配布資料「技術協力プロジェクトにおける進捗管理」参照) を基に、日常的な事業モニタリングを行うこととする。具体的な項目としては、活動報告のほか、成果発現状況、解決すべき実施上の課題・懸案事項、プロジェクトの進捗及び成果に正または負の影響を及ぼす外部要素がある。なお本業務の業務従事者の現地不在期間中は長期専門家と連携して日常的なモニタリングを行うこと。

受注者は、6 ヶ月に 1 度を目途に、JCC 等での議論もふまえながら C/P 機関、長期専門家と共同で Monitoring Sheet を作成し、C/P の承認を得た上で、JICA ラオス事務所及び監督職員に提出すること。詳細については配布資料を参照のこと。

また、モニタリング実施にあたっては、プロジェクト終了時に作成されるプロジェクト事業完了報告書やその後の事後評価も見据えて、必要と判断される場合には PDM の変更について発注者に事前に提案・協議を行い、ラオス側と協議すること。

## (7) 研修の実施

### ① 本邦研修の実施

本プロジェクトでは、技術協力の一環としてプロジェクト目標及び成果達成に資する本邦研修を以下のとおり実施することを想定している。

- 実施回数：計 2 回
- 参加者数：1 回あたり 5 名程度
- 研修日数：1 回あたり 2 週間程度

現時点で想定しうる内容や対象者、実施時期、視察場所を含む研修概要及び日程表(案)についてプロポーザルにて提案し、必要な経費を見積書(別見積)に計上すること。具体的な研修内容等は、プロジェクト開始後に発注者との協議を経て確定する。

本邦研修は、発注者が別途定める「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン(2017年6月版)」に基づき実施する。同ガイドラインに記載の「受入業務」「監理業務」「実施業務」のうち、「受入業務」「監理業務」は発注者が行い、受注者は「実施業務」を行う。主な業務は以下のとおり。

- ア) 研修カリキュラムの策定
- イ) 研修受入先選定、内諾取付け
- ウ) 研修員が作成するアプリケーションフォームの記入指導及び取付支援
- エ) 研修受入先との日程及び研修内容の調整
- オ) 研修の実施(経費精算を含む)

### ② 第三国研修の実施

本プロジェクトでは、技術協力の一環としてプロジェクト目標及び成果達成に資する第三国研修を以下のとおり実施することを想定している。

- 実施国：ASEAN 加盟国
- 実施回数：1 回
- 参加者数：5 名程度
- 研修日数：2 週間程度

現時点で想定しうる研修実施国及び内容、対象者、実施時期、視察場所を含む研修概要及び日程表(案)についてプロポーザルにて提案し、必要な経費を見積書(別見積)に計上すること。そのうち、C/P 職員の渡航費・日当・宿泊費・保険料等については、別途配布する JICA ラオス事務所の外国旅費規程に基づき積算し、見積書(別見積)に計上すること。

### ③ 現地実地トレーニング(OJT)の実施

本プロジェクトでは、パイロット橋梁の点検・診断、補修の機会を利用し、適時、現地実地トレーニング（OJT）を実施する。

- 実施回数：計5回（1年次：1回、2年次：2回、3年次：2回）
- 参加者数：1回あたり20名程度
- 研修日数：1回あたり1週間程度

現時点で想定しうる内容や対象者、実施時期、視察場所を含む研修概要及び日程表（案）についてプロポーザルにて提案すること。

なおOJTに係るC/P職員の国内旅費・日当・宿泊費等は、別途配布するJICAラオス事務所の内国旅費規程（Regulation for Expense of In-Country Business Trip Relating to JICA activities (July 1st, 2019)）及び Regulation for Expense of Foreign Business Trip in JICA Laos Office (July 1st 2019)）に基づき積算し、見積書に計上すること。

OJT実施に際しては、大学、PTTI含め、C/P職員から指導的立場の人材を特定し、ラオス側人材による指導へと方向を移行させていくこと。また現地の維持管理体制を考慮し現地施工業者等を研修参加者に含めることとする。

#### （8）パイロット事業（橋梁補修）の実施

パイロット事業（上記5.（6）参照）の一環として行う橋梁補修を、現地再委託にて実施する。委託にあたっては、C/Pの調達・施工監理能力に係る技術移転のため、入札図書の作成や、実施監理、検査等はC/Pが主体となって実施し、本業務実施契約の業務従事者は、必要な技術指導、助言を行う。

補修対象橋梁の選定にあたっては、プロジェクト開始時に行うベースライン調査等を通して検討するが、一般橋梁、及び長大橋や特殊橋梁といった大規模橋梁をスコープに含めることとする。また、緊急補修の必要な損傷、他橋梁への技術転用が可能となるよう、典型的な損傷を優先的に検討する。

なお補修対象橋梁は、国道13号北線・南線（ビエンチャン県、サバナケット県、チャンパサック県）、国道9号（サバナケット県）上の橋梁、及びパクセー橋（チャンパサック県）が想定されるが（詳細は詳細計画策定調査報告書参照）、必ずしもこれに縛られるものではない。

成果1「DOR及びパイロット県DPWTの橋梁点検・診断に係る能力が向上する」に関する活動
--

#### （9）活動1-1：橋梁点検・診断に係る現状把握・課題抽出

プロジェクト開始後数か月以内にベースライン調査を実施し、橋梁点検・診断に係るレビューを行い、PDMの成果指標の現状把握及び未設定となっている目標値の設定、課題分析や仮設定をとりまとめること。その際、先行技プロや他ドナーの活動等も参照のうえ、マニュアル承認、マニュアル活用方法についても確認する。

#### （10）活動1-2：

橋梁点検・診断マニュアル案の作成（大規模橋梁マニュアルを含む）

ベースライン調査の結果を踏まえ、TWGにて、橋梁点検・診断マニュアル

案の検討・策定作業を行う。マニュアル案作成にあたっては、TED と情報共有、協議を十分行い、円滑にマニュアル承認が行われるよう配慮する。

- (11) **活動 1-3 : マニュアル案に基づくパイロット橋梁の点検・診断の実施**  
パイロット橋梁の点検・診断実施計画を作成し、活動 1-2 で作成した橋梁点検・診断マニュアル（案）に沿って、点検・診断を実施する。
- (12) **活動 1-4 : マニュアル案の見直しと MPWT の承認による最終化**  
活動 1-3 で実施した点検・診断のフィードバックを行い、マニュアルの改修、最終化を行う。
- (13) **活動 1-5 : 橋梁点検・診断マニュアル活用に関する技術研修の実施**  
プロジェクト終了後、DOR が継続的にマニュアルを活用し橋梁の点検・診断を行えるよう、OJT を計画、実施する。OJT 実施後に改善を要する点が出てきた場合には、次回以降の OJT 計画見直しを行う。

成果 2 「DOR 及びパイロット県 DPWT の橋梁補修・維持管理に係る能力が向上するに関する活動

- (14) **活動 2-1 : 橋梁補修・維持管理に係る現状把握・課題抽出**  
プロジェクト開始後数か月以内にベースライン調査を実施し、橋梁補修・維持管理に係るレビューを行い、PDM の成果指標の現状把握及び未設定となっている目標値の設定、課題分析や仮設定をとりまとめる。
- (15) **活動 2-2 :**  
**橋梁補修・維持管理マニュアル案の作成（大規模橋梁マニュアルを含む）**  
ベースライン調査の結果を踏まえ、TWG にて、橋梁補修・維持管理マニュアル案の検討・策定作業を行う。マニュアル案作成にあたっては、TED と情報共有、協議を十分行い、円滑にマニュアル承認が行われるよう配慮する。
- (16) **活動 2-3 :**  
**マニュアル案に基づくパイロット橋梁の橋梁補修・維持管理の実施**  
活動 1-3 の結果を基に、補修工の内容及び対象橋梁を決定する。橋梁補修に係るパイロット事業の実施計画を作成し、活動 2-2 で作成した橋梁補修・維持管理マニュアル（案）に沿って、パイロット橋梁の補修を実施する。
- (17) **活動 2-4 : マニュアル案の見直しと MPWT の承認による最終化**  
活動 2-3 で実施した橋梁補修のフィードバックを行い、マニュアルの改修、最終化を行う。
- (18) **活動 2-5 : 橋梁補修マニュアル活用に関する技術研修の実施**  
プロジェクト終了後、DOR が継続的にマニュアルを活用し橋梁の補修・維持管理を行えるよう、OJT を計画、実施する。OJT 実施後に不具合や改善を要する点が出てきた場合には、次回以降の OJT 計画見直しを行う。

成果3 「DOR 及びパイロット県 DPWT の BMS 運用管理能力が向上する」  
に関する活動

(19) 活動3-1：橋梁インベントリー管理に係る現状把握・課題抽出

プロジェクト開始後数か月以内にベースライン調査を行い、橋梁インベントリーの把握、インベントリー及び BMS 運用に係るレビューを行い、PDM の成果指標の現状把握及び未設定となっている目標値の設定、課題分析や仮設設定をとりまとめること。

(20) 活動3-2：BMS ドラフトの作成

DOR における BMS 運用能力を踏まえた現状分析の結果、BMS について改良すべき点が見つかった場合は、必要に応じてシステム要件を定義し、本邦技術とのシステム統合等の大規模な改修が必要な場合は、その時点において C/P 及び発注者と協議の上、対応を決定する。

(21) 活動3-3：BMS ドラフトへのデータ入力・BMS ドラフトによるデータ解析

活動1-3で実施した点検・診断結果を BMS ドラフトへ入力し、BMS ドラフトによるデータ解析を行う。

(22) 活動3-4：BMS のカスタマイズ

活動3-2、3-3の結果、先方の予算状況を踏まえ、BMS のカスタマイズを行う。

(23) 活動3-5：BMS 運用に関する技術研修の実施

プロジェクト終了後、DOR が継続的に BMS 運用を行えるよう、OJT を計画、実施する。OJT 実施後に不具合や改善を要する点が出てきた場合には、次回以降の OJT 計画見直しを行う。

成果4 「DOR 及びパイロット県 DPWT の橋梁維持管理計画の策定能力が向上する」  
に係る活動

(24) 活動4-1：

**BMS の分析に基づく橋梁維持管理計画に係る現状把握・課題抽出**

プロジェクト開始時に実施するベースライン調査において、BMS を活用した橋梁維持管理計画の策定、モニタリング、改修について現状把握と課題抽出を行う。

(25) 活動4-2：橋梁補修の優先事業の特定と橋梁維持管理計画の見直し

活動1-3、3-3の結果を基に優先的に補修の必要な橋梁を選定する。この結果を基に、既存の橋梁維持管理計画の見直しを行う。

(26) 活動4-3：橋梁維持管理計画の最終化・予算申請

翌年度の橋梁維持管理計画の最終化を行い、予算申請書類の作成、予算申請を行う。

(27) 活動 4-4 :

橋梁維持管理計画に沿った、活動 1-3 のパイロット橋梁の点検・診断、活動 2-3 の橋梁の補修・維持管理の計画・モニタリング・評価の実施  
活動 4-3 で見直した橋梁維持管理計画を基に、パイロット事業のモニタリングを行う。短期専門家不在中は長期専門家がモニタリングを行うよう役割分担する。

(28) 活動 4-5 : BMS を活用した橋梁維持管理計画策定に関する技術研修の実施

プロジェクト終了後、DOR が継続的に BMS を活用した橋梁維持管理計画策定、予算案策定を行えるよう、OJT を計画、実施する。OJT 実施後に不具合や改善を要する点が出てきた場合には、次回以降の OJT 計画見直しを行う。

## 7. 報告書等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、プロジェクト事業完了報告書 (PC/R) の提出期限を 2023 年 10 月 31 日とする。

業務計画書を除く報告書等については、C/P や長期専門家と内容を協議の上、作成を行うこと。

なお、以下に示す部数は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

報告書等	時期等	言語・部数
業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後 10 営業日以内	和文 3 部 データ
ワーク・プロセス	業務開始から約 2 か月後	英文 3 部 データ
Monitoring Sheet (全 7 回)	2020 年 12 月 2021 年 6 月 2021 年 12 月 2022 年 6 月 2022 年 12 月 2023 年 6 月	英文 2 部 データ
プロジェクト事業完了報告書 (PC/R) ※下記「(2)技術協力作成資料」を添付して提出	業務終了時 (PC/R 案は最終 JCC 開催の 1 か月前を目途として提出すること。可能であれば業務完了の 3 か月程度前を目途として提出するのが望ましい。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 和文 5 部</li> <li>● 英文 10 部</li> <li>● 和文要約 5 部</li> <li>● CD-R 和文・英文 各 5 枚</li> </ul>

- \* プロジェクト事業完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R 等）の仕様については、発注者が別途定める「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。
- \* 各報告書の記載項目（案）は、監督職員と業務主任者にて協議、確認する。
- \* 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述し、必要に応じて図や表を活用して読みやすいものとする。報告書全体を通じて固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保できるよう留意する。各報告書が分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠（資料編の項目）との照合が容易に行えるように工夫すること。また、結果のみでなくデータ及び情報の根拠となる基準や出典あるいはその検討過程に関する記述・導出法を明記すること。

## （２）技術協力作成資料

業務を通じて作成された以下の資料をプロジェクト事業完了報告書に添付して提出すること。

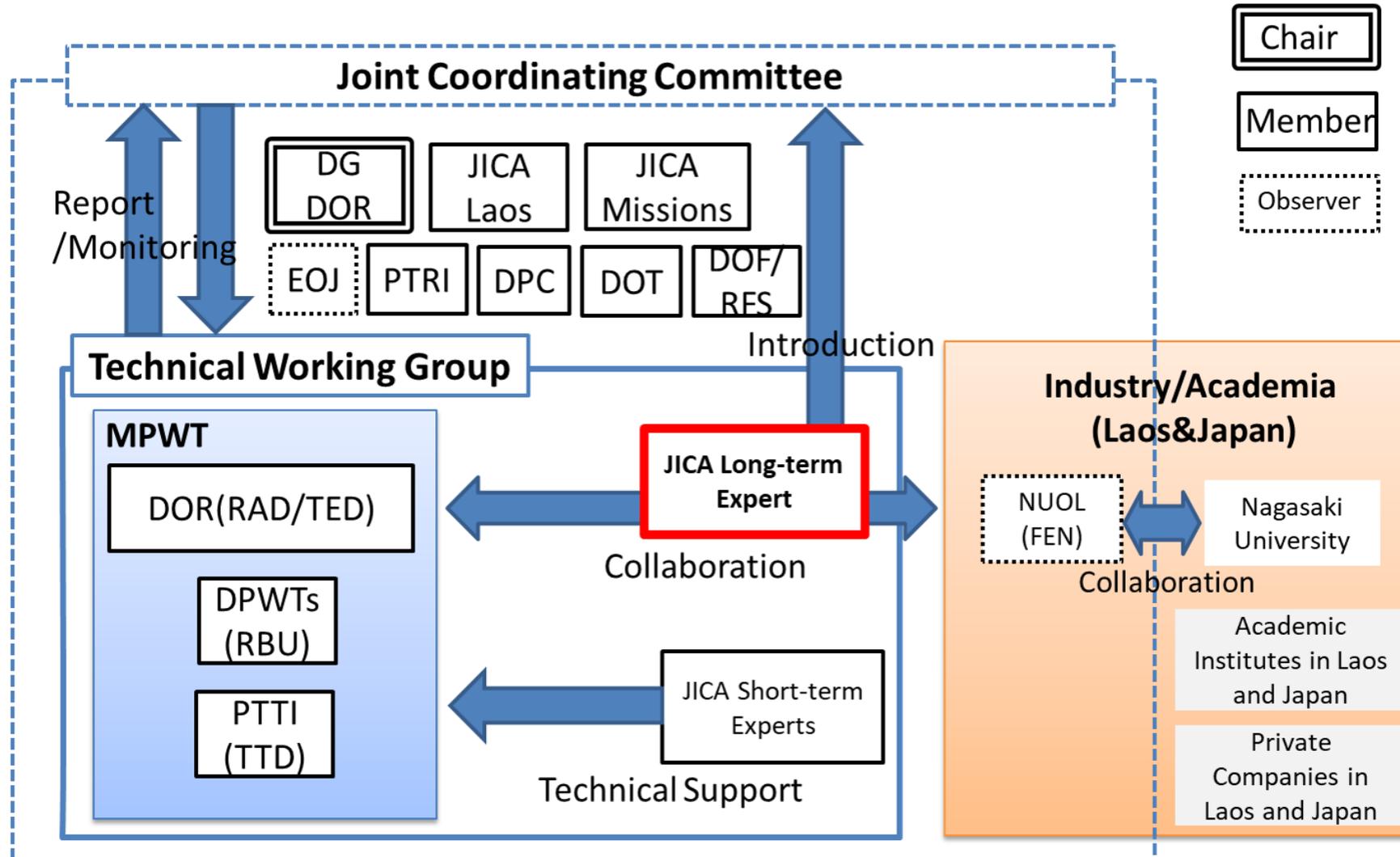
（いずれも英語。C/Pと協議の結果、マニュアル類について統合・分割することも可。）

- ① 橋梁点検・診断マニュアル
- ② 橋梁補修マニュアル
- ③ 橋梁インベントリー
- ④ 橋梁維持管理計画書
- ⑤ 橋梁維持管理研修教材

## （３）コンサルタント業務従事月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して発注者に報告する。なお、ラオス側と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告するものとする。

- ① 当月の進捗、翌月の計画、当面の課題（2 ページ程度）
- ② 活動に関する写真（1 ページ程度）
- ③ Work Breakdown Structure（WBS）
- ④ 業務従事者の従事計画／実績表
- ⑤ 貸与物品リスト



Note: RFS: Road Fund Secretariat, RAD: Road Administration Division, TED: Technical & Environment Division, RBU: Road and Bridge Unit, TTD: Technical Training Division, FEN: Faculty of Engineering

## 第4 業務実施上の条件

### 1. 業務の工程

本プロジェクトの R/D で合意された協力期間は 36 ヶ月間であり、本業務については、事前準備・事後整理期間を加味し、2020 年 10 月の契約締結から 2023 年 11 月の履行期間終了までの約 38 ヶ月間を、一括の複数年度業務実施契約にて実施することを予定している。

### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

#### (1) 業務量の目途

合計 約 84M/M

#### (2) 業務従事者の構成（案）

業務の内容及び業務の工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合は、その理由及び人材費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ① 業務主任者／橋梁アセットマネジメント（2号）
- ② 橋梁維持管理・補修（コンクリート橋）（3号）
- ③ 橋梁維持管理・補修（鋼橋）
- ④ 橋梁点検・診断
- ⑤ 橋梁維持管理システム
- ⑥ モニタリング・評価／能力強化研修

### 3. ラオス側からの便宜供与

便宜供与の詳細は本プロジェクトに係る詳細計画策定調査報告書に記載のとおりであるが、現在のところ以下がラオス側によって準備される予定である。

- ・ C/P の配置（DOR、DPWT 及び PTTI）
- ・ 事務室等の施設提供（MPWT 及びパイロット県の DPWT）
- ・ プロジェクト開始から 2 年次以降のパイロット事業費用
- ・ その他、パイロット事業実施に係る費用  
(BMS の維持管理費用、パイロット県の調達機材の初期・維持管理費用  
日常的な維持管理費用)

### 4. 配布資料及び公開資料

#### (1) 配布資料

- ① 本プロジェクトの詳細計画策定調査報告書
- ② 本プロジェクトの R/D 案
- ③ 技術協力プロジェクトにおける進捗管理(2019 年 4 月 2 日)
- ④ 道路アセットマネジメントに係る各国技術基準類一覧
- ⑤ Regulation for Expense of In-Country Business Trip Relating to JICA activities (July 1<sup>st</sup>, 2019)
- ⑥ Regulation for Expense of Foreign Business Trip in JICA Laos Office (July 1<sup>st</sup>, 2019)
- ⑦ 道路アセットマネジメントの実施に係る公益社団法人土木学会と独立行政法人国際協力機構との覚書(2019 年 3 月 5 日)

## (2) 公開資料

- ① 道路アセットマネジメントプラットフォーム  
(RAMP: Road Asset Management Platform) ウェブサイト  
<https://www.jica.go.jp/activities/issues/transport/ramp/index.html>
- ② 全世界 道路アセットマネジメント人材育成計画に関する基礎情報収集・確認調査報告書(2019 年 4 月)  
<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000040596>
- ③ 開発途上国における橋梁維持管理にかかる支援に関する調査(プロジェクト研究)  
<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000039377>
- ④ ラオス国「橋梁維持管理能力強化プロジェクト」詳細計画策定調査報告書、事業事前評価表、中間レビュー、終了時評価要約(OA 見える化サイト)  
<https://www.jica.go.jp/oda/project/1000238/index.html>
- ⑤ 同 業務完了報告書  
<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000036837>
- ⑥ 同 終了時評価調査報告書  
<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000035660>
- ⑦ ラオス国 運輸交通セクターにかかる情報収集・確認調査(運輸交通)基礎情報収集確認・調査報告書  
<https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000029733>
- ⑧ 土木学会インフラマネジメント技術国際展開研究助成制度
  - 研究助成制度 [http://committees.jsce.or.jp/opcet\\_sip/node/13](http://committees.jsce.or.jp/opcet_sip/node/13)
  - 採択案件 [http://committees.jsce.or.jp/opcet\\_sip/node/16](http://committees.jsce.or.jp/opcet_sip/node/16)

## 5. 現地再委託等

パイロット事業の一環として行う橋梁の補修は、現地再委託による実施を想定するが、対象橋梁、補修工の内容についてはプロジェクトの中で決定するため、現時点では確定していない。係る再委託費用については、プロポーザル作成及び当初契約時点では定額計上(70,000 千円)とする。受注者はプロジェクト開始後に、発注者、C/P 及び長期専門家と検討を行い、対象橋梁、補修工の内容を決定すること。なおパイロット補修工実施にあたっては原則として受注者が契約主体の現地再委託を想定して

いるが、調達方法、契約主体については工事内容を検討の上、受注者と協議を行い合意すること。

その他、広報資材作成・啓発実施など、現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務についても現地再委託により実施することを認める場合がある。現地再委託にて実施することが効率的、経済的と考える作業項目がある場合、理由を付してプロポーザルで提案し、必要経費を見積書(本見積)に計上すること。

なお、現地再委託にあつては、発注者が別途定める「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。またパイロット事業等における工事の実施に当たり、コンサルタントは「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」(2014年9月)に準じた工事安全管理をラオス側へ指導すること。

## 6. その他の留意事項

### (1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結するため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

### (2) コンプライアンスの確保

本業務を実施するにあたり、不正行為の防止のためのコンプライアンス確保の体制について、提案があればプロポーザルにて記載すること。

### (3) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意する。外務省海外安全ホームページ(<http://www.anzen.mofa.go.jp/>)などにより最新の関連情報の入手に努め、渡航の際には外務省の「たびレジ」への登録を行うこと。また同国の治安状況については、JICA ラオス事務所や在ラオス日本大使館などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。

現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

### (4) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、発注者が別途定める「JICA 不正腐敗防止ガイドンス」(2014年10月)の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上